

# 建設利息の会計学的本質

平 松 一 夫

## I 序

実務上は殆ど存在しないにもかかわらず、会計理論上重要な意義をもち古くから議論のたえない項目に「建設利息」がある。

商法第291条は、建設利息の配当について次のごとく規定している。

「会社ノ目的タル事業ノ性質ニ依リ会社ノ成立後二年以上其ノ営業全部ノ開業ヲ為スコト能ハザルモノト認ムルトキハ会社ハ定款ヲ以テ一定ノ株式ニ付其ノ開業前一定ノ期間内一定ノ利息ヲ株主ニ配当スペキ旨ヲ定ムルコトヲ得

② (省略)

③ (省略)

④第一項ノ規定ニ依リテ配当シタル金額ハ之ヲ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ一年ニ付資本ノ総額ノ百分ノ六ヲ超ユル利益ヲ配当スル毎ニ其ノ超過額ト同額以上ノ金額ヲ償却スルコトヲ要ス」

この第四項の規定は、表現に若干の差はあるが昭和13年の改正商法において初めて制定されたものである。つまり昭和13年の改正商法において初めて、建設利息を資産の部に計上すべきことを明らかにし、同時に適当にその償却の方法を講ずべきことを命じたのである（要綱142）。

では、貸借対照表資産の部に計上された建設利息の会計学上の本質は何なのであろうか。又、そのような建設利息の会計学的本質に照らしあわせてみた場合、商法の規定する償却方法は妥当なのであろうか、これらの点を考察することが本稿の目的である。

しかるに、建設利息の会計学的本質については、「企業会計原則と関係諸法

令との調整に関する連続意見書第五」においてさえ、「将来に生ずべき利益の前払、もしくは、資本の払戻の性格をもつものとされている」と曖昧なまま述べられている。このことから容易に推察しうるよう、建設利息の性格や本質に関する論議は未だ必ずしも明らかにされていないといわざるをえない状況にある。事実、建設利息を論ずる場合、多くの文献は従来より存在する諸学説の分類と紹介に大部分の紙数をさいていている。また積極的に自説を展開している場合でも、諸学説間の矛盾を相互に指摘しあっており、会計学上の正当性を広く認められている学説は存しないというべき状況である。

では、何故に建設利息をめぐって、かように議論が混乱しているのであろうか。

われわれは、商法が規定する建設利息を会計学的に考察し、その本質を明らかにすることを課題とするのであるが、そのためには先ず建設利息の本質に関する議論が混乱している状況を把え、その理由を明らかにする必要があると考えるものである。

そこで次節においてはまず建設利息に関する会計諸学説を概観し、その体系的分類を試みるとところから出発することとする。そしてその成果にもとづき第3節では建設利息本質論が会計学上混乱している理由を明らかにするとともに、建設利息の会計学的本質にアプローチする場合の問題点を指摘する。ただここでは、分析視角そのものを形成することは最早行わない。筆者は別稿で創立費を論じ、ゴーイング・コンサーン以前の支出である創立費を「ゴーイング・コンサーンの観点」から考察するという方法を探った<sup>1)</sup>。今、建設利息の本質を論ずるにあたっても同一の観点から考察することが可能であろう。なぜなら建設利息と創立費は少なくとも「ゴーイング・コンサーン以前」という点で共通だからである。したがってここでは、われわれの分析視角を再検討し、論述の立場をより明瞭にするよう務めるにとどめることとなる。

このようにして、従来の建設利息本質論に内在する問題点を理解した上で、

1) 拙稿「創立費の本質に関する一考察」『産業経理』第46巻第4号（昭和62年1月）参照。

試論的に建設利息をめぐる私見を展開することとする。

ところで、建設利息の会計学的本質を考察するという場合に問題となることの一つに、建設利息の範囲がある。特にアメリカにおいて建設利息という用語にあたるとされる *Interest during construction* には、わが国商法上にいう狭義の建設利息のみでなく、借入金に対する支払利子を含むのが通常であるし、時には自己資本に対する機会原価も含まれることがある。しかし、このような広義の建設利息を含めて考察することは議論を混乱させることとなるので、本稿では、考察の範囲をいわゆる狭義の建設利息である商法上の建設利息に限定することとする。これに対してドイツの Bauzinsen やイギリスの Interest Payment out of Capital はわが国の建設利息と同一のものであると考えられるので、考察の範囲に含めるものとする。

## II 建設利息をめぐる諸学説

建設利息をめぐる会計学上の学説には諸説が見受けられるが、ここではひとまず次の5説に分類する。すなわち、①資本払戻説、②建設原価説、③創業価値説、④資本調達費用説、⑤利益前払説、である。

そしてそれぞれについて、以下に掲げる諸項目を論じることとする。

- ・概要——その説が建設利息をどのようにみているのかを要約的に示す。
- ・論者——その説を主張する代表的会計学者や諸規則等を紹介する。
- ・根拠——その説が妥当であるとされる根拠が何であるかを示す。
- ・会計処理——その説による建設利息の会計処理が如何になされるかを示す。

つまり建設利息が貸借対照表及び損益計算書においてどのように取扱われるのかを示す。

- ・批判——その説に対してどのような批判がなされているかを列挙して紹介する。

### (1) 資本払戻説

資本払戻説は、建設利息が株主からの拠出資本自体の一部の払戻であり、資本からの控除額であるとみる見解である。このことから明らかなように、資本

払戻説では建設利息は資本取引に属するものと考えられる。この説はまた、「資本控除説」や「資本評価勘定説」と呼ばれることもある。

資本払戻説を主張する学者は、わが国では比較的多い。たとえば木村重義教授、山舛忠恕教授、西山忠範教授、坂野觀司氏らである<sup>2)</sup>。

ただし、これらの論者の説でも建設利息の償却の如き具体的な会計処理には言及していないものもあり、また必ずしも一致していないようである。

資本払戻説の根拠としては概ね次の点が指摘される。すなわち、建設利息の支払は法律により公認された資本の払戻であり、そのために基礎資本が実質的に減少することは争われぬ事実であるという点である<sup>3)</sup>。さらに建設利息の支払に充当すべき利益は存在しないことや<sup>4)</sup>、資本が元本でないことから建設利息は厳密には利息でないことも<sup>5)</sup>、消極的に資本払戻説の根拠とされている。

資本払戻説によれば、建設利息は払込資本の相殺勘定としてまず資本剰余金に負担させ、それでも不足する限り資本金自体の控除項目として会計処理されることとなる<sup>6)</sup>。また建設利息の支払によって会社の資本が減少し、後に回復されるべき資本の欠損が生ずることも事実であるので<sup>7)</sup>、開業後はまず利益によってこの金額（欠損）を填補しなければ配当してはならないこととなる<sup>8)</sup>。

以上のごとき資本払戻説に対しては次のような批判がなされている。

i) 資本払戻説を探るならば、建設中には配当があるにもかかわらず、開業後

2) 木村重義著『決算評価論』（中央経済社、昭和33年）、pp. 312～313。

木村重義稿「繰延資産会計論」（体系近代会計学第4巻『資産会計論』中央経済社、昭和36年）、pp. 461～462。

山舛忠恕著『近代会計理論』（国元書房、昭和38年）、pp. 174～177。

西山忠範稿「無形資産と繰延資産」『企業会計』第13巻第11号（昭和36年9月）、p. 49。

坂野觀司稿「繰延資産の非資産性」『産業経理』第20巻第9号（昭和35年9月）、pp. 99～100。

3) 佐藤孝一稿「建設利息について」『産業経理』第18巻第5号（昭和33年5月）、p. 53。  
長谷川安兵衛著『改訂 株式会社会計』（森山書店、昭和28年）、p. 92。

4) 山舛忠恕著、前掲書、p. 176。

5) 大塚 光著『新講会計学』（税務経理協会、昭和42年）、p. 237。

6) 山舛忠恕著、前掲書、p. 176。

7) 木村重義稿、前掲論文、p. 461。

8) 長谷川安兵衛著、前掲書、p. 92。

は建設利息を填補するために利益が流用され、利益をあげつつ却って無配時代を経なければならぬこととなる<sup>9)</sup>。

- ii) 資本払戻説は利益なれば配当なしという商法の基本的態度と建設利息の規定とが矛盾することから、建設利息を利益の配当とは考えず払込資本の一部払戻と説くのであるが、これは事実上いわゆる蛸配当を敢て行うことに他ならない<sup>10)</sup>。
- iii) もし建設利息を資本の払戻とすれば資本が減少するはずである。しかし現実にはそうされず、株主は開業前には資本の払戻を受け、開業後には払戻された資本を原状に回復し、それに対してさらに配当を受けることとなる。これでは二重配当を行うこととなる<sup>11)</sup>。
- iv) 株主が払込んだ資本の一部が再び株主に対して支払われるという形式的事実によって、建設利息を資本の払戻と判定すべきではない<sup>12)</sup>。
- v) 資本払戻説は極端な安全主義を固執し、立法の精神を没却すると同時に、実践的な困難を伴うもので、法の解釈としても会計学説としても今日ほとんど耳を聴けられていない<sup>13)</sup>。

## (2) 建設原価説

建設原価説は、建設利息が有形固定資産の建設原価又は取得価額の一部を構成すると考える。つまり建設利息の支払は、いわゆる損益取引に属すると考える所以である。このことから、この説はまた「有形固定資産説」と呼ばれたり「資本的支出説」と呼ばれたりする。建設原価説は、わが国においては少数説であるが、イギリスやドイツでは通説となっている。

まず、わが国の建設原価説の論者としては上野道輔教授、西垣富治教授を挙

- 
- 9) 佐藤孝一稿、前掲論文、p. 153。この点については H. V. Simon も批判的に論じているので、「建設原価説」の項に掲げる原文を参照されたい。
  - 10) 西垣富治著『会計学提要』(森山書店、昭和 8 年)、p. 164。
  - 11) 西垣富治著、前掲書、p. 164。
  - 12) 大塚 光著、前掲書、p. 237。三浦正一稿「建設利息の繰延資産性」『産業経理』第 30 卷第 11 号(昭和 45 年 11 月)、p. 40。
  - 13) 長谷川安兵衛著、前掲書、p. 92。

げることができる<sup>14)</sup>。

一方、イギリスでは判決は長い間建設利息の配当を認めなかつたのであるが、それでは特定の企業にとっては株式の募集が困難であるため一定の条件のもとで建設利息を配当しうるという規定を設けたのである。それが1970年会社法(Companies Act) 第9条であった<sup>15)</sup>。そこでは、建設利息を工事、建物または工場の建設費用の一部として資本に負課しうることとされている。

他方、ドイツにおいても古くから商法(HGB)が建設利息の支払に関する規定を設けていた。それらの規定は建設利息が会計上どのように扱われるのかについてふれていない点で、イギリスの会社法と異なっている。しかしドイツにおける会計学の通説も、建設利息が建設原価を構成するものとしている。たとえばLeitnerは「建設利息は建設勘定に記入され、損益勘定には記入されない」<sup>16)</sup>と述べている。またドイツの株式法(Aktiengesetz)では、製作原価の計算に際しては、経営費及び管理費の相当の部分で製造の期間に帰すべきものを算入しうることとなっていたが<sup>17)</sup>、この点についてGerstnerは「Staub-Pinnerによれば、これはいわゆる建設利息すなわち製作期間中に投下資本に対して生ずる利子損失も含まれる」<sup>18)</sup>と述べている。これは建設利息が建設原価を構成することを意味するものに他ならない。この他、SimonやPassowも含めて、ドイツ会計学の文献は、建設利息が建設原価の一部を構成するという説を通説としているといいうる<sup>19)</sup>。

建設原価説の根拠としては、建設利息が設備建設のために支出された費目であることが指摘される<sup>20)</sup>。この説を主張するイギリスやドイツの文献も、多くは会社法や商法の説明に終わっており、あまり積極的にその根拠を述べていな

14) 上野道輔著『貸借対照表論』(昭和2年、有斐閣書房)、pp. 225~245、特にp. 244。西垣富治著、前掲書、pp. 163~165。

15) 武市春男著「イギリス会社法」(国元書房、昭和36年)、p. 66、p. 509。

16) Friedrich Leitner, *Bilanztechnik und Bilanzkritik* (Berlin & Leipzig, 1922), S. 54.

17) 1965年株式法第153条でも同じ。慶應義塾大学商法研究会訳『西独株式法』(慶應義塾大学法学研究会、昭和44年)、p. 283参照。

18) Paul Gerstner, *Bilanz-Analyse* (Berlin & Leipzig, 1933), S. 93.

19) 上野道輔著、前掲書、p. 244による。

20) 西垣富治著、前掲書、p. 165。

い。その中にあって Simon は次のように述べている。「建設利息を製作原価と解することは原則として禁じられていると考えなければならないとすれば、建設期間が終了する時には、貸借対照表は収入によって填補されなかつた建設利息の金額だけ損失を示すこととなり、後の年度の純利益によってまずこの損失を填補しなければ配当の支払は許されないこととなる。株主が利息を得なくなるのは時間の問題であり、又“株式応募を誘引するために後に再び償われなければならないような収益を約束する”が故に建設利息は虚偽を含んでいる、と Keyßner が喚起しているのは正当である」<sup>21)</sup>。

建設原価説によれば、建設利息は設備、構築物等の固定資産勘定に振替えられることとなる。したがって貸借対照表上には独立した建設利息勘定は計上されない。

したがってその償却は、当該固定資産の減価償却の一部として行われることになる。

この建設原価説に対しては、次のように多くの批判がなされている。

- i) 自己資本利子はこれを原価に算入しないのが会計学上の通説であり、建設利息に限って原価性を認めることには問題がある<sup>22)</sup>。
- ii) 建設利息が減価償却費として一般管理費の区別に含まれると、期間損益計算に影響を及ぼすことになる<sup>23)</sup>。
- iii) 建設利息勘定が計上されないため、勘定の明瞭性が害なわれる<sup>24)</sup>。
- iv) 建設利息を加えた建設原価に基いて料率決定を行う場合、結果的には評価益を配当するのと同一となる。すなわち、J. H. Bickley が指摘するように「株主は開業前にその報酬を受け、営業が開始され利益が実現した後にまたその報酬に対する報酬を受ける」<sup>25)</sup>こととなる。

21) H. V. Simon, *Die Bilanzen der Aktiengesellschaften und der Kommanditgesellschaften auf Aktien*, (4 Aufl), (Berlin : S. Guttentag, Berlagsbuchhandlung, 1910), S. 378~379.

22) 山桙忠恕著、前掲書、p. 175。

23) 三浦正一稿、前掲論文、p. 43。

24) 三浦正一稿、前掲論文、p. 43。

25) 佐藤孝一稿、前掲論文、p. 54。

J. H. Bickley, "Interest During Construction," *Journal of Land and Public Utility Economics*, I, p. 417. (H. R. Hatfield, *Accounting* (1927), S. 69).

### (3) 創業価値説

創業価値説は建設利息が企業の創業価値を示すところの償却不要の無形固定資産であるとみる見解である。したがって取引区分としては、損益取引に属すると解すべきであろう。この説はまた、「無形固定資産説」とも呼ばれる。

創業価値説の論者は非常に少ない。わが国では吉川義弘教授がその一人である<sup>26)</sup>。

創業価値説の根拠としては、建設利息が会社創立組織構成上不可欠であり、その価値が会社存続中持続するものと見るべきである点が指摘される<sup>27)</sup>。またこの説による実際的な効果も、この説の根拠とされる。すなわち、建設利息の配当を必要とするような公益事業については、投下資本に対する適正な収益率ひいては投下資本額の算定が極めて重要である。そこで建設利息支払額を永久に無形固定資産に計上することによってはじめて、会社は適正な収益率により適正な利益配当をなすことができる、とするのである<sup>28)</sup>。

言うまでもなく、創業価値説によれば建設利息は貸借対照表資産の部に無形固定資産として計上されることとなる。そして償却はなされない<sup>29)</sup>。ただし、もしこれを政策的に償却しようとすれば、利益剰余金の控除項目とするのが妥当であるとされる<sup>30)</sup>。

この創業価値説に対しては次のような批判が見られる。

- i ) 建設利息には無形固定資産に共通する処分可能性がなく、取引市場において独立して評価の対象となりえないから無形資産とは言えない<sup>31)</sup>。
- ii ) 建設利息の金額と企業の構成価値との間には直接的な因果関係を認めるることは出来難い。また建設利息の支払によって企業の収益力が増すものでもな

26) 吉川義弘稿「建設利息に就いて」(福岡商大論叢、第5巻第2号、昭和29年12月)、pp. 1~11、特に pp. 6~7。吉川義弘著『新版株式会社財務論』(森山書店、昭和42年)、pp. 295~299。

27) 吉川義弘稿、前掲論文、p. 6~7。

28) 吉川義弘稿、前掲論文、p. 6~7。

29) この点 Paton は理論上やや異なった主張をしているが、ここではアメリカにおける諸説はとりあげない。

30) 吉川義弘著、前掲書、p. 295(註1)。

31) 大塚 光著、前掲書、p. 236。

い。したがって建設利息を無形資産とみることは妥当ではない<sup>32)</sup>。

iii) 建設利息を償却不要の永久資産とすることは、保守主義の原則に反することとなる<sup>33)</sup>。

#### (4) 資本調達費用説

資本調達費用説は、文字通り建設利息が資本調達のために要した費用であり、株式発行費と同様繰述べられるものであるとする見解である。この説も結局建設利息の資産性を認めるものであるから、建設利息を損益取引の一つと考えるものであるといえる。この説はまた「繰延資産説」とも呼ばれる。

資本調達費用説を主張する会計学者としては、大塚光教授、三浦正一教授がいる<sup>34)</sup>。この他、わが国の企業会計原則や財務諸表規則が、資本調達費用説に立脚しているものと解される。

資本調達費用説は、建設利息が資金の調達に要した費用である点に立脚している。そして同じく資本調達費用たる株式発行費が資金調達の際に支出されるのに対し、建設利息は資金調達後に支払われる点が異なるに過ぎないという。建設利息はこのように資金調達のために必要な支出であり、かつその効果が将来の期間に影響する性質のものであるから、繰延資産に属するものとするのである<sup>35)</sup>。

資本調達費用説によれば、建設利息の用役は費消されているがその効果が将来の期間に影響するという点から、貸借対照表上に繰延資産として掲げることとなる。むしろ問題となるのは、その償却に際して損益計算書に計上する場合の記載区分である。

まず、資本の調達費用であるという点を強調して建設利息償却を営業外費用とする説がある。企業会計原則や財務諸表規則ではこの点について明文規定をもたないが類推すればこの説に属するものと考えられる<sup>36)</sup>。

32)、33) 三浦正一稿、前掲論文、pp. 43~44。

34) 大塚 光著、前掲書、pp. 235~238、特に p. 237。

三浦正一稿、前掲論文、pp. 40~46、特に p. 45。

35) 大塚 光著、前掲書、p. 237。

36) 大塚 光著、前掲書、p. 237。

三浦正一稿、前掲論文、p. 44。

一方、建設利息の償却を期間外費用とする説も存する。この説によれば建設利息は資本調達費用ではあるが株式の存続期間は確定していないので、借入金や社債の調達に要する費用のように期間費用として配分することができない。したがって期間外費用として処理するというものである<sup>37)</sup>。さらに極端にこの説をおし進めると「減資ないしは株式の償還・消却が行われない限り、その償却は不要」という考え方になる<sup>38)</sup>。

このような資本調達費用説に対しては建設利息が資本の調達費用であるかどうかという点に関して批判がなされている。すなわち、資本調達費用というのは、資本の調達に付随して直接に必要とした経費のみをさすものと考えられるのが穩当であるから、いかにそれが資本の調達に間接に貢献するところがあるといつても、これを資本調達費用とみなすのは行きすぎであろう、とするのである<sup>39)</sup>。

### (5) 利益前払説

利益前払説は、建設利息を「将来発生し、将来分配すべき利益の前払である」と見る<sup>40)</sup>見解である。したがってこの説は、建設利息の支払を資本取引とみるものでもなく損益取引とみるものではなく、利益処分の特殊形態とみるものといえる。

利益前払説はわが国における通説といわれている。この説を主張する学者としては、三辺金蔵教授、長谷川安兵衛教授、太田哲三教授、小倉栄一郎教授、植野郁太教授がいる<sup>41)</sup>。この他、戦前の「軍需品工場事業場財務諸表準則」(昭和15年、陸軍) や「製造工業原価計算要綱」(昭和17年、企画院)、そして現在

37) 三浦正一稿、前掲論文、p. 45。

38) 山査忠恕著、前掲書、p. 176。

39) 山査忠恕著、前掲書、p. 176。

40) 太田哲三稿「繰延勘定の資産性」『産業経理』第19巻第4号(昭和34年4月)、p. 7。

41) 三辺金蔵著『会計学概論』(大鎧閣、昭和2年)、pp. 138~9。

長谷川安兵衛、前掲書、pp. 86~94、特にp. 93。

太田哲三稿、前掲論文、pp. 7~8。

小倉栄一郎稿「連続意見書第五繰延資産についての管見」『産業経理』第22巻第10号、昭和37年10月)、p. 66。

植野郁太著『財務会計論』(有斐閣、昭和35年)、p. 164。

の「原価計算基準」がこの説に属するといいうるのであろう。

利益前払説によれば、建設によって得た将来の利益より支出されるべき建設利息が資本より一時立替払されるものと考えられる<sup>42)</sup>。また建設利息が、特定事業の株式募集を容易にするために株主に一定額を「利息」として支払うことを許容されたもの<sup>43)</sup>であることも、利益前払説の根拠とされている。

利益前払説の会計処理については、特に貸借対照表上に計上する場合の考え方について「利益剰余金控除説」と「繰延資産説」また「投資説」という如き見解が分かれる。

まず小倉教授によれば、建設利息は「本質的に利益配当の繰上げであり、将来年六分以上の利益配当に際して、その超過額以上の金額を、利益をもって償却するという点を卒直に突いてゆけば、貸借対照表貸方項目たる利益剰余金の控除勘定として借方に出てくると解した方が自然なようである」<sup>44)</sup>のであり、「利益剰余金控除説」となる。先に述べた「軍需品工場事業場財務諸表準則」や「製造工業原価計算要綱」そして現行「原価計算基準」はこの説に属するものといえよう。

次に、三辺教授が建設利息は「将来に於ける収益中より支出せられる可きものであつて資本より之を支払うは一時之を立替ふるの意味に外ならずと解す可きものであるから、繰延資産の一として貸借対照表面に現はし」<sup>45)</sup>と述べられるところによれば「繰延資産説」となる。

そして大塚教授によれば、前払利益説を採るならば建設利息は「立替金または前貸金の性質を有する資産で、むしろ固定資産における投資に属する資産」<sup>46)</sup>となり、「投資説」となる。

さて、利益前払説による建設利息の償却については、各説とも商法の規定と

42) 長谷川安兵衛著、前掲書、p. 93。

佐藤孝一稿、前掲論文、p. 54。

43) 太田哲三稿、前掲論文、p. 7。

44) 小倉栄一郎稿、前掲論文、p. 66。

45) 三辺金蔵著、前掲書、pp. 138~9。

植野郁太著、前掲書、p. 164。

46) 大塚 光著、前掲書、p. 237。

ほぼ同じである。したがって、開業後の利益の中から、建設利息として支払ったのと同一率の利益配当を行った後の未処分利益から償却すべきであると説いている。

利益前払説に対する批判としては次のようなものがある。

- i) 利益前払説は将来においてそれぞれの年度分の妥当な配当額ならびにその他の処分必要額を圧迫することなしに、この支出額を消去しうるほどの利益があることを暗黙の前提としている。しかし実際には、このような保証は存在していない<sup>47)</sup>。
- ii) そのことはまた、安全性の原則に反することとなる<sup>48)</sup>。
- iii) 利益前払説のうち、建設利息を繰延資産と解する説は繰延勘定として分割償却を認めることにより建設利息の資産性を肯定しているものに他ならない<sup>49)</sup>。

われわれが考察してきた建設利息に関する諸説は、以上のごとく極めて多様なものである。いまこれを要約的に示すと次のようになる。

取引区分	名 称	貸借対照表区分
資本取引	①資本払戻説	資本控除
損益取引	②建設原価説 ③創業価値説 ④資本調達費用説	有形固定資産中 無形固定資産 繰延資産
利益処分	⑤利益前払説	Ⓐ利益剰余金控除 Ⓑ繰延資産 Ⓒ投資

以上の他にも、建設利息を開業初年度の収益的支出と解する説や填補不要の欠損と解する説などがあることがあるが、今日ではそのような学説を支持する学者はいないといって支障えない。

47) 山林忠恕著、前掲書、p. 176。

48) 三浦正一稿、前掲論文、pp. 44~45。

49) 三浦正一稿、前掲論文、pp. 44。

### III 建設利息をめぐる諸説の混乱要因

以上の考察から、われわれは建設利息本質論の混乱の実状を概観した。そこで、以下何故このような混乱がみられるのかを考察しなければならない。

建設利息に関する多くの文献に接すれば、諸説混乱の要因として、われわれは、少なくとも、次の2点を指摘することができるであろう。

(1)建設利息自体が本来多面的性格を有していること。

(2)建設利息の本質を論ずる場合の会計学の方法に問題があること。

そこで、以下この2点について考察することにしよう。

#### (1) 建設利息の多面的性格

商法に建設利息に関する規定が制定された理由は、次のようにあった。「元来、196条<sup>50)</sup>の趣旨は畢竟するに株式会社が其目的たる事業により利益を得之を株主に配当することを得るに至るまでは、株主に対して何等の金銭的給付を為すことを得ざるときは設備に長き年月を要する大事業を目的とする株式会社が其株式の応募者を得ること頗る難く為めに斬る会社の成立を妨げ延て公益を害するに至る故に定款を以て開業を為すに至まで法定の利率を超える一定の利息を株式に配当すべきことを定むることを得せしめ以て株式の応募を容易ならしめ斬る会社の成立を容易ならしむるに他ならず」<sup>51)</sup>。

いま、この制定理由にもとづき建設利息の性格を要約列挙してみると次の如くである。

- (a)建設利息の支払源泉は株主によって払込まれた資本であること、つまり、建設利息は具体的には資本から戻されること。
- (b)調達された資本は、大規模な設備等の固定資産の建設のために運用されること。
- (c)建設利息の支払いがなければ、結局企業そのものが存在しないであろう

50) 昭和13年に第291条に規定されるまでに、建設利息は第196条に規定されていた。ただし、資産計上の規定はなかった。

51) 東京控訴（大正4年ネ211号同年6月17日判決、新聞1031号24）。なお、高窪喜八郎著『商法会社編 下』（法律評論社、大正8年）。

こと。

- (d)建設利息は資本調達を容易ならしめること。
- (e)株主に対して支払われる所以であるから、一種の利益であると考えられるこ  
と。

建設利息の性格は以上のようにさまざまである。したがって、どの一つをとつてみても建設利息の性格の一端を示していることは確かであるが、又、どの一つもとつても、それだけでは建設利息の性格記述として完全であるとはいえない。それにもかかわらず従来の建設利息本質論が十分な論理的根拠なく多面的な建設利息の性格の一つを強調して論じていたとはいえないであ  
ろうか。われわれは、ここに建設利息本質論混乱の一因を認めざるを得ないの  
である。

## (2) 会計学の方法上の問題

ところが、今一つ建設利息本質論を混乱させている要因があると思われる。  
それは上に指摘したような建設利息のさまざまな「性格」の一つをとりあげてそれを直ちに建設利息の「本質」であるとする会計学の方法自体の問題である。

先に分類した建設利息に関する諸説は、われわれがみた限り概してそのよう  
な接近方法を採用しているように思われる。ちなみに今、われわれを(a)～(e)に  
示した建設利息の性格と、先にわれわれが示した諸説の分類とを対比してみる  
とこのことは、さらに明瞭なものとなるであろう。

性格(a)——資本払戻説

性格(b)——建設原価説

性格(c)——創業価値説

性格(d)——資本調達費用説

性格(e)——利益前払説

しかし、はたしてあるものの一般的な性格ないし属性をもって、ただちにその  
ものの本質であると論ずることが、いつの場合にも可能なのであろうか。

この点を明らかにし、さらにわれわれなりの観点から建設利息の本質を把握  
するために、以下において改めて分析視角の検討を行うことにしたい。

さて、本稿の最初にわれわれは建設利息と創立費が「ゴーイング・コンサーク以前」である点で共通であることを指摘しておいた。しかし多くの学説は両者の関連性にはあまり言い及んでいない。むしろ両者の共通点や相違点にまで論及しているものは少ししかない。このことから、建設利息と創業費とは、従来別々の考察対象として別々の角度から考察してきたと判断することができるであろう。それ故にまた、創立費に関する諸説が混乱し、同じく建設利息に関する諸説が混乱しているとはいっても、会計学上は両者の混乱の要因が相違していることが考えられるのである。

創立費の混乱要因としてわれわれが指摘したのは次のようにあった<sup>52)</sup>。すなわち、創立費は企業存続の大前提であって、それなくしては企業は絶対に存在しえない支出なのである。創立費に関する諸説の混乱は、こうした「Pre-existence」という問題意識そのものについての見解の相違にもとづくものであった。それ故にこそわれわれは、一つの分析視角として「ゴーイング・コンサークの観点」を設定してこれを克服しようとしたのであった。

ところが、これに対して建設利息に関する諸説に関する諸説を吟味して明らかになったことは、その混乱が必ずしも「ゴーイング・コンサーク以前」という側面についての論議の故ではないということである。むしろ、建設利息の性格の多面性の故に諸説に混乱がみられるというのが、われわれの理解なのである。

たとえば通常の営業活動に目を向けてある支出の本質を論ずる場合には、われわれは当然のこととして、ゴーイング・コンサークの前提にもとづいてそれを論じようとするのである。しかしそのことは今日の会計学では余りにも常識的になっているので、ことさら強調する必要がない程である。われわれはそのような暗黙の前提に基づき、ある支出が財務取引であるとかないとか論ずるのであり、また資本的支出であるとか収益的支出であるとか論ずるのである。このように、ある支出をその性格に基づいて論ずることが可能なのは、問題とされている支出がゴーイング・コンサークの下での支出であるためであると考え

52) 拙稿、前掲論文参照。

ることができる。ゴーイング・コンサーンの下での支出を論ずるに際してゴーイング・コンサーンの観点をことさら指摘せずとも、誤解を生じる恐れはほとんどないというのが現代会計学の共通の認識であるといえる。

しかるにゴーイング・コンサーン以前の支出たる創業費や建設利息についてはどうか。これらの項目をゴーイング・コンサーンの観点で把えるという主張は、残念ながら今日の会計学の常識となっているとは言えない。したがって、われわれがこれらの項目の本質をゴーイング・コンサーンの観点から論じようとする場合には、先ずこれらの項目がゴーイング・コンサーン以前の支出であるという点をその本質的特質として指摘せざるをえなくなるであろう。そしてそれに伴なって、建設利息をその性格に基づいて考察し説明することは、ここでは第二義的意義を有することとなる。

このような意味で、従来創立費の本質論が「Pre-existence」に関する見解の表明によって展開されてきたことは、会計学の方法としても受け入れうるものである。一方、建設利息の本質論については、われわれの立場からすれば、従来の諸説がとってきた会計学の方法に既に問題を含んでいたと言わなければならぬのである。

前に提示した「はたしてあるものの一般的な性格ないし属性をもってただちにそのものの本質であると論ずることがいつの場合にも可能なのであろうか」という疑問に対して、われわれは「否」と答えざるを得ない。そして、建設利息についてもゴーイング・コンサーンの観点からこれを論じようとする立場を、ここで再確認しておくこととしよう。

## IV 結 び

本稿において論じたようにゴーイング・コンサーンの観点から建設利息の本質を論ずる場合には、第一義的には建設利息と創立費との差異は見出されない。建設利息は企業の開業に必要な支出なのであって、創立費と同じく払込まれた資本から支払われる企業資産の減少分なのである。それは具体的に払込資本から支払われたことの故に、計算技術的には借方に計上されることとなるが、本

来会計学上の資産でも資本評価勘定でもない。したがってこれを資本取引や損益取引の概念で把え、そのような範疇に位置づけを与えること自体が、疑問とされるのである。

われわれは建設利息を創立費と同様「創業勘定」の区分の下に掲げることを主張する。そしてその意味は、企業をゴーイング・コンサーンの状態にもたらすのに必要な支出であり、且つゴーイング・コンサーン以前に属するものということに他ならない。創立費と建設利息のちがいは、単にその性格のちがいに基づくものであり、第二義的に区分計上されるにすぎないものと考えるのである。

では、建設利息の填補はどのように行うべきであろうか。建設利息がゴーイング・コンサーン以前に属し、かつ特定企業の存在にとって不可欠な支出である限り、支払われた建設利息に相当する部分は、開業後の利益処分により可及的速かにこれを填補するのが正しい。しかしその場合でも、開業後の利益配当を受けるべき株主の権利を、ゴーイング・コンサーン以前の支出の故に不当に害することは許されることはできない。社会的にみても妥当な利益配当をなし得る場合に限り、余剰の利益によって建設利息を填補すべきなのである。

このように考える時、商法第291条第4項の「一年ニ付資本ノ総額ノ百分ノ六ヲ超ユル利益ヲ配当スル毎ニ其ノ超過額ト同額以上ノ金額ヲ償却スルコトヲ要ス」という規定は、その会計処理に関する限り極めて理論的であり、またすぐれた規定であるということができる。

同時に、われわれの主張は、建設利息の填補についての会計処理に関してほとんど利益前払説とかわるところがないように思われよう。つまり、いずれの説も建設利息を将来の利益をもって填補することを正当とするのである。しかし考え方においては両者が異なっていることは最早論を要しない。

さて、建設利息の本質を以上のように把えた段階で、われわれはその成果を会計の一般理論に反映させるための努力をしなければならないであろう。

われわれは再三、建設利息が創立費と同様ゴーイング・コンサーン以前の支出であることを指摘してきた。そしてこの点こそが、われわれの見解の基礎と

なっているのである。

しかし、「ゴーイング・コンサーン以前」と「以後」とを分つ基準は何であろうか。われわれは、これまでのところこのことを明らかにしなかったし、また建設利息が真に「ゴーイング・コンサーン以前」に属するということを証明したわけではない。否、むしろ建設利息が「ゴーイング・コンサーン以前」に属することを前提とし、そこから演繹的に結論を導き出してきたのである。

さらに、われわれは建設利息が払込資本から支払われることを述べたが、実際には必ずしもそうではない。Reisch & Kreibig が述べているように、「これらの建設利息は建設のために費されずにその間利益をあげるよう投資された株式払込金の収益から支払われるか、株式払込金自体から直接支払われるかである」<sup>53)</sup>。これに関連して、開業前の収入すなわちゴーイング・コンサーン以前の収入がどのように考えられなければならないのかも、新たなる課題として一般理論によって統一的に解決されなければならない。

このように考えるとき、上に指摘した問題点はそれ自体大きな課題であり、別に取扱う必要を生ずるものである。従来このような問題点を論じた研究は多くない。しかしながら会計理論上、それは是非解決しておかなければならぬ重要な意義をもつものと考えられるのである。

(筆者は関西学院大学商学部教授)

53) R. Reisch & J. K. Kreibig, *Bilanz und Steuer* (Zweiter Band) (Wien, 1915), S. 221. 脚注 1) 参照。